



社会保険労務士法人国際労務パートナーズ

事務所だより

2022 年 4 月号

暖かい日が続くようになりましたが、皆様いかがお過ごしですか。

「事務所だより 4 月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。
掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 事業主負担の保険料率に変更になりました
(令和 4 年 4 月～)
- 2 産休・育児休中の保険料免除をご存知ですか？
- 3 残業代の割増計算とは？
- 4 当事務所から

事業主負担の保険料率に変更になりました（令和 4 年 4 月～）

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が令和 4 年 3 月 30 日に国会で成立し、今年 は 2 回に分けて雇用保険の保険料率の引き上げが行われることになりました。

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

(赤字は変更部分)

○令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 4 年 9 月 30 日

事業の種類	負担者		事業主負担		① + ② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	3/1,000	3.5/1,000	9.5/1,000
(3 年度)	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	4/1,000	3.5/1,000	11.5/1,000
(3 年度)	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	4/1,000	4.5/1,000	12.5/1,000
(3 年度)	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

(枠内の下段は令和 3 年度の雇用保険料率)

また、年度途中の 10 月にも改定があり、次回は労働者と事業主どちらも変更になりますので給与計算にも影響してきます。

また時期が近づいてきましたらお知らせします。

【詳しい内容はこちらをクリック】



<https://www.mhlw.go.jp/content/000921550.pdf>

産休・育児休業中の保険料免除をご存知ですか？

従業員が産前産後休業を取得する期間および育児休業を取得する期間について、会社が年金事務所に申し出ると健康保険料および厚生年金保険料が従業員分、会社分とも免除になります。免除期間は産前休業開始月から育児休業終了の前月まで（育児休業終了日が月末の場合はその月まで）です。

申出には「産前産後休業取得者申出書」および「育児休業等取得者申出書」を年金事務所へ提出します（厚生年金基金および健康保険組合に加入している会社については詳しい手続き方法をそれぞれにお問い合わせください）。

免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来の年金給付は産前産後休業直前の保険料を産休・育児休業中も納付したものと計算されますので、忘れずに手続きしましょう。



【詳しくはこちらをクリック】

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/menjo/20140122-01.html>

残業代の割増計算とは？

労働基準法では、労働時間は原則1日8時間、1週40時間までと定められています。

この法定労働時間を超えて労働させた場合が（法定）時間外労働となり、**2割5分以上**の率で計算した残業代を支払う必要があります。

また、原則午後10時から午前5時までの間に労働させた場合は深夜勤務となりますので、こちらも**2割5分以上の率**で計算した残業代を支払う必要があります。

つまり（法定）時間外労働であり、かつ、深夜勤務である時間帯については合計で**5割以上**の率で計算した残業代を支払う必要があるということです。



当事務所から

事務所だより4月号はいかがでしょう。

新入社員を迎えられたところもあるかと存じます。

季節の変わり目となりますので、お身体どうぞご自愛ください。



International HR Partners
社会保険労務士法人 国際労務パートナーズ

〒107-052 東京都港区赤坂7-5-6-408
tel:03-5544-8538 fax:03-5544-8539